

認定第1号

平成30年度南あわじ市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第2号

平成30年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第3号

平成30年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第4号

平成30年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第5号

平成30年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市土地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第6号

平成30年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第7号

平成30年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第8号

平成30年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



認定第9号

平成30年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市広田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第10号

平成30年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市福良財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第11号

平成30年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市北阿万財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第12号

平成30年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度南あわじ市沼島財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第13号

平成30年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度南あわじ市下水道事業会計収入支出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

認定第14号

平成30年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成30年度南あわじ市農業共済事業会計収入支出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘